

夢を実現する第一歩のために

2021年8月号

ミツヒロニュース



今年もお盆が近くなりました。
先祖への想いを感じる季節ですね。
京セラの創業者 稲盛和夫氏が日々の
戒めとしてきた「六つの精神(じょう
じん)」が有ります。①誰にも負けな
い努力をする。②謙虚にしておごらず。③毎日の
反省。④生きていることに感謝する。⑤善行、利
他行を積む。⑥感性的な悩みをしない。「これを
積み重ねていけば、魂は磨かれ素晴らしい人生に
なる。」と話をされています。ぜひ、日々の積み
重ねを大切にしていきましょう。

光廣 昌史



今月のトピック

◇電子帳簿保存法が改正されました
～来年1月から印刷保存が不可にな
るメール添付の請求書データ～

◇いよいよ相続登記が義務化に

◇労働時間管理を行う上での注意点

◇夏季休業のお知らせ

◇あとがき
「ストレッチを習慣に」



電子帳簿保存法が改正されました

～来年1月から印刷保存が不可になるメール添付の請求書データ～

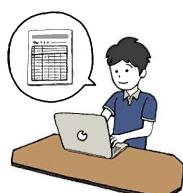
帳簿や請求書等を電子的に保存する際の手続きが、令和3年度税制改正により抜本的に見直されました。この見直しにより利用しやすくなった一方で、**電子データで授受した請求書等の紙保存が、所得税や法人税において認められなくなります。**

1. 電子帳簿保存法とは

(1) 電子帳簿保存法とは

帳簿書類は、原則、紙での保存が各税法において義務付けられています。

ただし、一定の要件を満たした場合には、紙での保存ではなく、電子データとして保存（以下、電子保存）することができます。この電子保存などについて定めた法律を、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下、電子帳簿保存法）」といいます。



(2) 3つの区分

電子帳簿保存法で定められている電子保存は、大きく次の3つに分かれています。

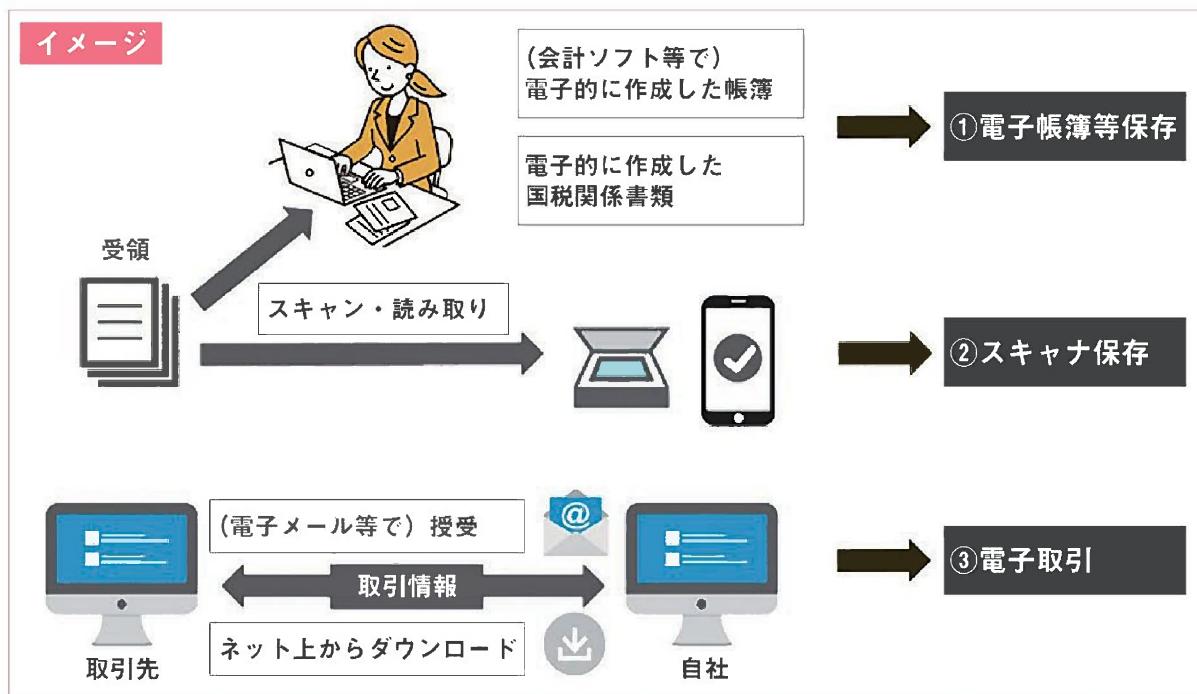
区分	概要
①電子帳簿等 保存	会計ソフトなどで電子的に作成 した帳簿や電子的に作成した書 類をデータのまま保存
②スキヤナ保存	受領又は作成した紙の書類を画 像データ化して保存
③電子取引	授受した取引情報のデータをデ ータで保存

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

それぞれのイメージは下図の通りです。



参考：国税庁 HP 「電子帳簿保存法が改正されました（令和3年5月）」
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

2. 令和3年度税制改正

令和3年度税制改正により見直された電子帳簿保存に関する改正は、次の通りです。

(1) 電子帳簿等保存

電子帳簿等保存に関する改正項目は、主に次の3つです。

項目	概要
①承認制度の廃止	これまで必要であった事前承認が不要に
②最低限の要件を満たせば電子保存が可能	複式簿記による記録であれば、最低限の要件を満たすことで、電子保存をすることが可能に
③優良な電子帳簿であればペナルティが軽減	従来とほぼ同様の保存要件を満たしている「優良な電子帳簿」に該当し、かつ、一定の届出書を提出しているときは、 <ul style="list-style-type: none">過少申告加算税 5%軽減65万円の青色申告特別控除の適用が可能

(2) スキャナ保存

スキャナ保存に関する改正項目は、主に次の4つです。

項目	概要
①承認制度の廃止	これまで必要であった事前承認が不要に
②要件の緩和	<ul style="list-style-type: none">タイムスタンプの付与期間が最長約2か月以内に受領者等の自署が不要に検索要件の緩和一定のクラウド等を利用することでタイムスタンプが不要に

③要件の廃止	相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等の適正事務処理要件が廃止（スキャン後即原本廃棄が可能に）
④不正によるペナルティ加重措置	電子保存に関して不正があったときは重加算税 10%加重

(3) 電子取引

電子取引に関する改正項目は、主に次の3つです。

項目	概要
① 要件の緩和	<ul style="list-style-type: none">タイムスタンプの付与期間が最長約2か月以内に検索要件の緩和※ (※) 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合で一定の要件に該当するときは検索要件すべて不要
②書面印刷による代替保存の廃止	所得税や法人税において電子取引の取引情報を紙に印刷して保存する代替制度が廃止（消費税は引き続き可能）
③不正によるペナルティ加重措置	電子保存に関して不正があったときは重加算税 10%加重

(4) 施行日

いずれの改正も原則、2022年1月1日施行となっています。

今回の改正で、実務に最も影響が大きいと考えられるのは、上記(3)②です。たとえば、電子メールで請求書データを受け取り、それを紙に印刷して保存されている事業者にあっては、来年1月から所得税や法人税において認められなくなります。ご注意ください。

いよいよ相続登記が義務化に

2021年4月の法改正により、これまで義務ではなかった相続登記が義務化されることとなりました。この義務化は、法律公布（2021年4月28日公布）後、3年内にスタートします。具体的な日は、今後の政令公布を待つこととなります。

1. 相続登記とは

相続登記とは、土地や建物などの不動産を所有されている方がお亡くなりになったときに、その方（お亡くなりになった方のことを法律上「被相続人」といいます。以下、被相続人）の不動産の名義をその不動産を相続した人の名義に変更する手続きをいいます。

2. 相続登記の義務化

（1）相続登記をしなくても許される現状

現状、相続登記は法律上義務付けられていません。そのため相続が発生しても相続登記をせず、それを繰り返すことでの間にか所有者が分からなくなったり、という所有者不明の不動産が発生したことでの弊害が生じ、社会問題化しました。

- ① 不動産の管理が放置され、環境が悪化
- ② 不動産の売買取引において所有者を特定するために時間と費用が必要
- ③ 固定資産税の適正な課税ができない

（2）多方面での改正

上記③は、すでに令和2年度税制改正により、固定資産税は「所有者」に対して課税することとなり、この「所有者」である登記名義人が死亡したことでの現在の「所有者」が分からぬときには相続人が「所有者」として、相続人すら不明な場合にはその不動産を使用している者を「所有者」とみなして、固定資産税が課されることになりました。

そして今般の法改正では、所有者不明の不動産が発生しない仕組みづくりとして、相続登記が義務化されることになりました。



3. 相続登記の申請者と期限とペナルティ

（1）申請者と期限

相続登記の申請者と期限は次の通りです。

申請者：

不動産を相続※により取得した者（原則）

期限：

相続の開始があったことを知り、かつ、その所有権を取得したことを知った日から3年以内

（※）相続人に対する遺贈も含む。

（2）ペナルティ

正当な理由なく相続登記の申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処されます。

なお、相続登記の義務化とともに、手続きを簡易にできる「相続人申告登記（仮称）」や、不動産の登記情報を登記官が証明することで被相続人名義の不動産が容易に把握できる「所有不動産登録証明制度（仮称）」の新設が予定されています。

この他、相続登記に関しては、登録免許税の免税措置が2022年3月31日まで設けられています。

労働時間管理を行う上で注意点

昨年11月に実施された「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果が公表されました。この実施結果から、労働時間管理を行う上で注意すべき事項を確認します。

1. 主な違反内容

このキャンペーンは、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場等、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して監督指導が実施されたものです。

今回、重点監督の対象となった9,120事業場のうち、6,553事業場（全体の71.9%）で労働基準関係法令の違反がありました。主な法違反は、「違法な時間外労働があったもの」が2,807事業場（全体の30.8%）、「過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの」が1,829事業場（全体の20.1%）、「賃金不払残業があったもの」が478事業場（全体の5.2%）となりました。

この中で、一番違反の多かった労働時間について、典型的な違反内容は次の通りです。

1. 労働基準法第32条

- 時間外労働を行う場合、事業場単位で時間外・休日労働に関する協定（36協定）を締結していない。
- 過半数代表者の選出が適正に行われていない等で、36協定が無効である。
- 時間外労働を行う場合、36協定で定める限度時間の範囲を超えて時間外労働をさせている。
- 36協定で定める手続きを行わず、特別条項に基づく時間外労働をさせている。

2. 労働基準法第36条第6項

- 時間外労働の上限規制を守っていない。

2. 労働時間の適正な把握

今回の9,120事業場のうち、1,528事業場（全体の16.8%）に対して、労働時間の把握が不適正であるため、労働時間適正把握ガイドラインに適合するように指導が行われています。指導事項で多かった上位2つは、「始業・終業時刻の確認・記録」と自己申告制による場合の「実態調査の実施」となっています。

「始業・終業時刻の確認・記録」では、労働時間を適正に把握するため、会社は従業員の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録することが求められています。

また、自己申告制による場合の「実態調査の実施」では、自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かを、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正を行う必要があります。また、自己申告した労働時間を超えて事業場内に残っている時間について、その理由等を従業員に報告させる場合、その報告が適正に行われているかを、会社は確認する必要があります。

以前は、賃金不払残業の指導が主となっていましたが、近年は時間外労働の協定内容や手続きに着眼点が置かれるようになり、労働時間の把握も指導事項として多くみられます。自社の実務運用に問題がないか確認を行い、問題点は早急に改善しましょう。

参考文献： ■MyKomon ■財務省HP「令和3年度税制改正」



夏期休業のお知らせ

平素は格別のお引き立てに預かり、
厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、下記の期間を夏期休業とさせて
頂きます。何かとご迷惑をおかけ致しますが、
ご了承のほど、宜しくお願ひ申し上げます。

8月12日(木)～16日(月)

尚、17日(火)より、平常通り業務を行います。



あとがき 虫明です。前から気になっていたストレッチ専門店に行ってプロのトレーナーにストレッチを教えてもらいました。私はもともと体が硬いほうなので、1時間の全身ストレッチ中は痛いくらいに伸びていました。一人で行うストレッチでは伸ばしきれないところで伸ばしていただけたのでかなり気持ちよかったです。ストレッチは部位ごとに種類がたくさんあっていろいろな体の変化に気づくことができると思います。筋肉が硬くなったままの状態だと体の不調につながるので柔らかい状態を保つためにストレッチを続けていきたいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中！

